

令和 6 年度

いじめ防止基本方針

名古屋市立守山北中学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨としいじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、瀬部手の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行わなければならない。

学校は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

2 校内体制

- (1) 学校はいじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、いじめ等対策委員会を行う。
- (2) 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- (3) 「いじめ等対策委員会」は月1回や緊急な場合など必要に応じて開催するとともに、開催した時は議事録を作成する。その際、会はほかの会と重ならないよう単独で開催する。
- (4) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、多様な専門性を持った職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- (5) いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日を集約担当に報告し一両日に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- (6) 「いじめ等対策委員会」の構成員
全体会：全教職員
係 会：校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、各学年生活係
- (7) 機能的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当(教務主任)」を設ける。

3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- (1) 教職員一人一人が多様な背景をもつ生徒理解と配慮を含めた人権意識をもつ。
- (2) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (3) いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- (4) 生徒と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- (5) 生徒の話に耳を傾け親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- (6) いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- (7) いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- (8) いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- (9) 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先する。
- (10) いじめの解消は、国の基本的方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合においてはじめて判断する。
- (11) 部活動はスポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通して、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己肯定感と自己有用感が高まるよう努める。
 - ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に、参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行う。
 - ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補うことを通して、互いを認め合える人間関係と学校風土を作る。
 - ・ 上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。
- (1) 授業づくり
 - ・ 生徒が自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、生徒主体の授業づくりに取り組む。
 - ・ 生徒一人一人の興味関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと共同的な学びの一体的な充実による授業を推進する。

(2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育。

(3) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に「一人一人を大切にす
る」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」
など、他を思いやる心や自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」
「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努
める。

※ 活用資料：「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校にお
ける人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ
人権ワーク集～実践編」など

- ・ 命の大切さを共に考える道徳講演会
- ・ 積極的な生徒との対話による心の状態の把握と教育相談
- ・ スクールカウンセラーによる１年生全員面談、および全生徒に向けた相談
- ・ 学校生活アンケートの結果の情報共有

(4) 集団作り

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合い
を通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき・学ぶ機会を
設定する。
- ・ 一人一人の生徒が活躍できる学校生活を作ることが出来る機会を設定し、生徒
の自己有用感の育成を図る。
- ・ 単に生徒が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といっ
た意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、
資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達の良さに目を向け、積極的
に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」
など、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 生徒会の取り組みにおいて、「なごやI N Gキャンペーン」などの機会を生か
し、生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止める。そして、自分
たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働き掛ける。また、I N Gフ
ラッグやスローガンなどを掲示し、啓発に努める。

《学校全体での取り組み・活動》

「体育大会・文化発表会での縦割り活動」「環境ウィークでの環境整備」
生徒会主催の「ボランティア活動」
「３年生を送る会での交流」

《各学年での中心となる取り組み・活動》

【１年】「校外学習」 【２年】「稲武野外学習」「キャリア学習」 【３年】「修学旅行」

(5) 教育相談

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、全中学１年生の生徒にス
クールカウンセラーとの面談を実施する。

- ・ Ⅰ学期中のスクールカウンセラーによるⅠ年生全員面談
- ・ 全生徒に向けたいつでも相談できる場所があることを知らせるための心の教室だよりの定期的な発行

5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活全ての場において、生徒をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察に加え、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノート、生活ノートの点検、室長会での学級状況報告などを計画的に行い、常に生徒の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで、早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解し、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「ウェブ版学校生活アンケート」

- ・ 学校集団作りに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に生徒個々へ対応する。

(3) 定期的なアンケート調査

- ・ 前期後期にⅠ回ずつ「無記名式アンケート」の実施により、誰が被害者か加害者かによらず、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取り組みの評価・改善につなげる。

(4) 緊急的なアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信源は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初にⅠ年生全生徒に対して、スクールカウンセラーなどとの面談を実施する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、年間2回、教育相談週間を設ける。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーとの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒の良い点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。

- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。
- (7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配付
- ・ 年度当初に全生徒に配付し、各相談機関について周知する。
 - ・ 生徒手帳（毎日使用するかばんなど）に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。
- (8) SNS相談
- ・ 相談する先が24時間365日あることを中学1年生～中学3年生生徒に周知し、アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

- ・ 生徒の自己肯定感を高めるために、「分かる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」作りに向けた教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参観し合うようにする。

6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、虐待や重大ないじめ、自死などにつながるおそれのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
 - 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応
- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
 - ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
 - ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
 - ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・ 30日を待たず、1週間をめに連絡し概要を報告する。

※ 「いじめを受けた生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

○ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする。」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- (ア) 生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- (イ) 事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行う。
- (ウ) いじめられた生徒に対しては、継続的なケアを行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（入院・死亡）

- (ア) 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- (イ) 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る。」「いじめられた生徒を別室で指導する。」など、徹底して保護することを伝え、安心して学校生活を継続できるようにする。
- ・ 上記の対応をしてもいじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合は、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 当該事案に気付き次第直ちに、いじめを受けた生徒及びその保護者の要望・意見等を聞き取る。その際、誰がいじめを受けた生徒・保護者の聞き取りを行うかについては、いじめを受けた生徒・保護者の意向を尊重する。
- ・ 学校は、いじめを受けた生徒、およびその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、子ども応援委員会や外部専門家の協力を得る。

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
 - ・ なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている生徒への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うようＳＰによる支援の要請を行う。
 - ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに警察へ相談または通報する。
- (3) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、いじめを行った生徒を別室で指導する等、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
 - ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。
- (4) 集団への働き掛け
- ・ 傍観者に対しては、自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ・ いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
 - ・ 全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。
- (5) ネット上のいじめへの対応
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置を取る。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ・ 警察、法務局、関係業者などの専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や関係機関が実施する取り組みを周知したりする。
 - ・ パスワード付きサイトやＳＮＳ、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
 - ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会などの実施や、「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくことなど、折に触れて依頼する。

7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会コーディネーターを中心として協働を図り、未然防止及び早期発見の取組を進めるとともに、問題の解決に努める。

8 校内研修の実施

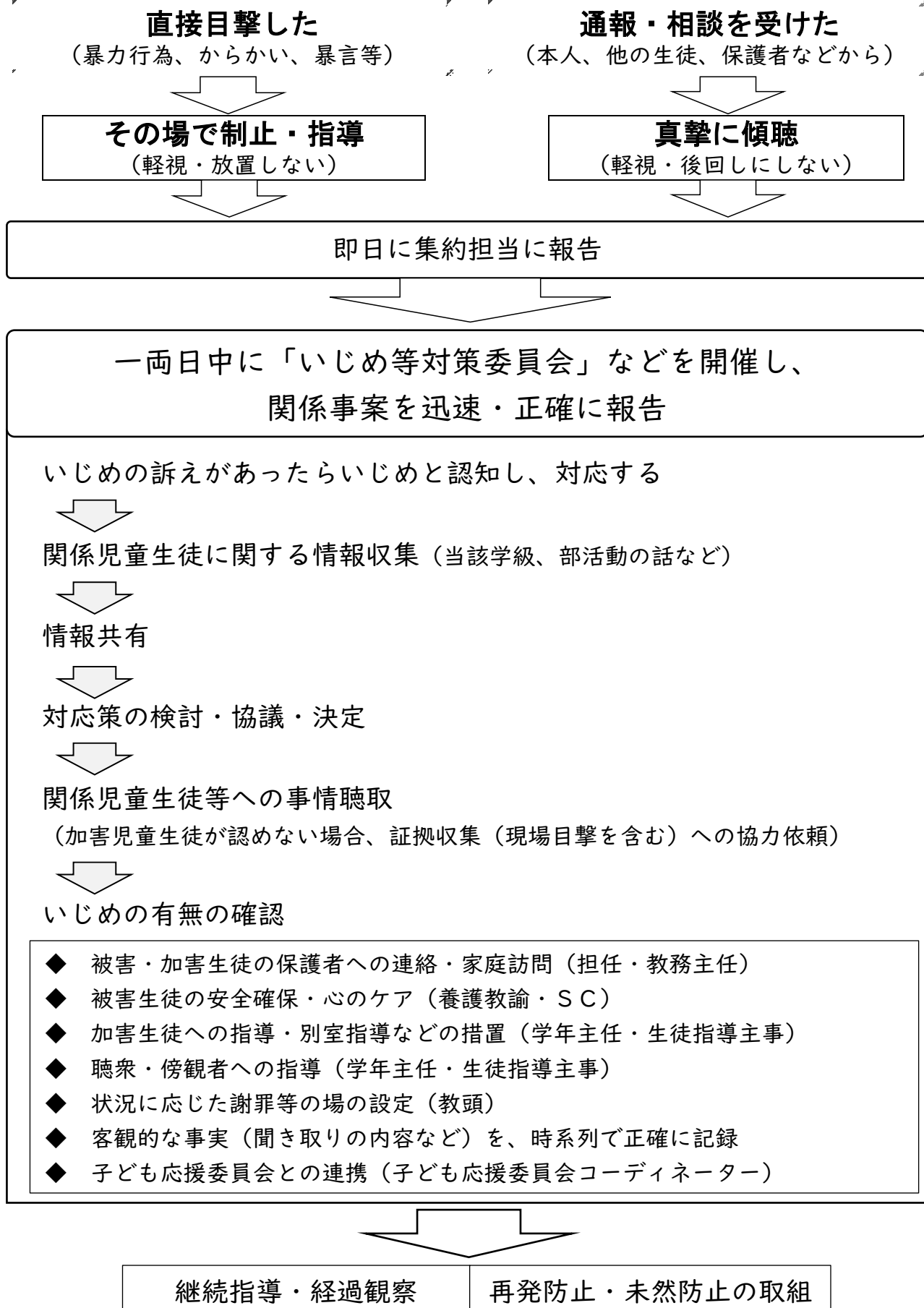
いじめ対策検討会議の報告や生徒指導提要を活用する等、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を計画的に行い、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

学校はより実効性の高い取組を実施するためにPDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ防止基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆いじめが発生した場合の対応の流れ◆



＜年間を通したいじめ防止のための指導計画＞

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ等対策委員会①	互いを認め合う学級づくり 学校生活のきまりについて SCによる全員面談	あったかハート配布 SNS相談の体験活動（1年）	研修① 生徒理解 いじめ予防 （生徒指導提要）
5	いじめ等対策委員会②	いじめ防止教育プログラム	いじめアンケート（無記名）	研修② 自殺予防教育 研修③ 救急対応研修
6	いじめ等対策委員会③	こころの元気チェック① こころのパンフレットの授業 環境ウィークトライ＆アクション	学校生活アンケート①実施 学校生活アンケートの結果分析 及び支援方法の共通理解 ・なごや子ども応援委員会との情報共有 教育相談 教育相談週間	研修④ 自殺予防教育 （授業実践検討）
7	いじめ等対策委員会④ いじめ・問題行動等防 止対策連絡会議 ・情報共有 ・情報提供依頼	いじめ防止教育プログラム サイバー犯罪防止教室	三者懇談会 ・保護者との情報共有	研修⑤ ブロック合同 現職教育
8				研修⑥ （アンケートの活用）
9	いじめ等対策委員会⑤	こころの元気チェック② 道徳講演会 自殺予防教育 ストレスマネジメントの授業	いじめアンケート（無記名）	研修⑦ 自殺予防教育
10	いじめ等対策委員会⑥	いじめ防止教育プログラム	学校生活アンケート②実施 学校生活アンケート②の結果分 析及び支援方法の共通理解 子ども応援委員会と情報共有	
11	いじめ等対策委員会⑦	なごやINGキャンペーン いじめ防止教育プログラム	教育相談前アンケート 1・2年教育相談 3年教育相談	研修⑧ 人権教育
12	いじめ等対策委員会⑧	人権週間における取組	三者懇談会 子ども応援委員会と情報共有	
1	いじめ等対策委員会⑨	いじめ防止教育プログラム	3年三者懇談会 ・保護者との情報共有	研修⑨ （アンケートの活用） 研修⑩ 努力点まとめ
2	いじめ等対策委員会⑩ いじめ・問題行動等防 止対策連絡会議	いじめ防止教育プログラム こころの元気チェック③		いじめ防止基 本方針見直し
3	いじめ等対策委員会 ⑪		小中情報交換	情報引継ぎ 小中連絡会

※ いじめ等対策係会は毎週実施